

診療記録等の開示について

・診療記録等の開示について

開示の求めによりインフォームド・コンセントの理念や「日本赤十字社の保有する個人情報保護規程」に基づき、診療記録等の開示を行っています。

・診療記録等

診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録を指します。

・診療記録等の開示を求め得る者

ア 診療記録等の開示を求め得る者は、原則として患者さん本人としますが、次に掲げる場合には、患者さん本人以外の者が患者さんに代わって開示を求めることができます。

- ① 患者さんに法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができます
- ② 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ③ 患者さん本人から代理権を与えられた親族及びこれに準じる者
- ④ 患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さんの世話をしている親族及びこれに準ずる者

イ 代理人など患者さん本人以外による開示請求の場合は、患者さん本人がこれに同意していることを確認します。

・診療記録等の開示に関する手続

ア 診療記録等の開示を求めようとする者は、所定の申込書に従って、病院長に対して申し込みます。

なお、申込書は、医療情報管理課において受け付けます。この際、患者さん等の自由な申込みを阻害しないため、申込書に理由の記載は要求しないものとします。

イ 申込者は、自己が診療記録等の開示を求め得る者であることを運転免許証等の提出によって証明する必要があります。

また、代理人(法定代理人を除く)による開示請求の場合には、患者さん本人の意思が確認できる委任状及び印鑑証明書の提出が必要です。

ウ 医療情報管理課は、担当の医師等の意見を聴いた上で、個人情報保護委員会に諮り、速やかに診療記録等の開示をするか否か等を病院長までの決裁を経て決定し、申込者に通知します。

・診療記録等の開示に要する費用

① 開示に要する手数料(基本料)

・本人又は委任された親族などへの開示 2,000円(消費税別)

② 医師による説明(30分につき) 5,000円(消費税別)

③ 診療録写し

・モノクロ1枚 20円(消費税別)

・CD 1枚 1,000円(消費税別)

・DVD 1枚 2,000円(消費税別)

④ 放射線画像

・CD1枚 1,000円(消費税別)

・DVD1枚 2,000円(消費税別)

※③診療録の写しと④放射線画像は同一のディスクに書き込めないため、別々でのお渡しとなります。

・診療記録等の開示に応じられない場合

(1) 診療記録の開示が次に掲げる事由に該当する場合には、全部又は一部の開示に応じられないことがあります。

ア 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

イ 診療情報の提供が、患者さん本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときなお、

個々の事例への適用については、個別具体的に慎重に判断します。

(2) 診療記録等の開示の申込みの全部又は一部に応じられない場合には、原則として、申込者に対して書面によりその理由を示すものとします。

また、申込者には、この決定に対して異議申し立てを行えること、県又は県医師会に相談窓口があることも併せて説明します。